

平成18年(行ウ)第703号 公文書不開示決定処分取消等請求事件

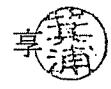
原 告 吉澤 文寿ほか9名

被 告 国

準 備 書 面 (3)

平成19年9月25日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告指定代理人	池 下 朗
	
中 島 千 絵 美	
	
箕 浦 裕 幸	
	
山 田 重 夫	
	
和 田 幸 浩	
	
長 尾 成 敏	
	
秋 山 麻 里	
	
植 木 英 俊	
	
清 水 享	
	
大 野 祥	
	
小 川 伸	
	
望 月 千 洋	
	

被告は、本準備書面において、原告らの2007（平成19）年7月3日付け訴えの変更申立書（以下「変更申立書」という。）における「変更後の請求の趣旨」に対する答弁を行うとともに、変更申立書の「第3 被告の国家賠償責任」を「変更後の請求の趣旨に係る請求の原因」と解した上で認否を行い、併せて、被告の主張をするほか、原告らの2007（平成19）年7月3日付け原告準備書面(2)（以下「原告準備書面2」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮にこれを付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすることを求める。

## 第2 変更後の請求の趣旨に係る請求の原因（変更申立書の第3）に対する認否

- 1 頭書文について

争う。

- 2 1について

おおむね認める。

ただし、(3)のうち、「原告らの度重なる督促後、ようやく」とある部分については、「原告らから処分を行うよう申入れがされた」との限度で認める。

- 3 2について

- (1) (1)について

2005年、韓国において本件文書に対応する韓日協定外交文書が全面開示されていたことは認めるが、その余は知らないし争う。

(2) (2)について

原告らが、平成18年10月2日付けで異議申立てを行ったこと、同年12月18日に本件訴訟を提起したこと、本件訴訟提起前に異議申立てに対する決定がなかったことは認める。

(3) (3)について

平成19年3月28日に、原処分の内容を一部変更し、原処分において一部不開示とした部分も含めて開示する決定(以下「3月28日決定」という。)をしたことは認める。

4 3について

(1) (1)について

おおむね認める。

なお、3月28日決定同日、原告らに対して、翌3月29日から開示を実施することができる旨の通知(乙第3号証)を行い、同年4月2日、原告らから開示実施の申出がされたため、同日、開示を実施したものである。

(2) (2)について

第1段落については、争う。

第2段落(「以下、3月28日決定で」以降)については、認める。

(3) (3)について

第1段については、知らないし争う。

第2段について、「英文の概要会議録は、両国で」から「了承しているのであるから」までは認めるが、その余は、否認ないし争う。

(4) (4)について

争う。

(5) (5)について

争う。

### 第3 被告の主張

#### 1 原告らの主張

変更後の請求の原因において原告らが主張することは、要するに、①原処分において一部不開示とされた部分は、会議の出席者氏名、会議で使用する言語、議事録の作成方法、プレス・リリースの方法、設置する委員会に関するやりとり、次回会議の日程調整であって、実質的な中身の議論はなされていないから、「一見するだけで、『公にしたとしても他国との交渉上不利益を被るおそれ』はない」ことは明らかである、②英文の概要会議録（甲第8号証の2）からは、日本と韓国の会議録起草担当者が一緒に起草する手続を探っていることがうかがわれ、また、両国代表がこれを確認し、了承していることからすれば、概要会議録は全て、日本と韓国において、同じ文書が保有されていると考えられるため、既に韓国で日韓会談の文書が全面公開されている以上、概要会議録を開示とする理由はなく、よって、情報公開法5条3号に該当しないことは明らかである、③それにもかかわらず、外務大臣は、故意または少なくとも過失により、原処分において、一部不開示とした、④それにより、原告らは、本件開示請求時点において、情報公開法の手続に従って適時に情報を開示される権利を侵害され、精神的な苦痛を被った、ということである。

しかしながら、以下詳述するとおり、原告らの主張にはいずれも理由がない。

#### 2 国家賠償法上の違法はないこと

(1) 国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を与えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであり、同項の「違法」とは、権利ないし法益の侵害があることを前提に、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公

務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務（公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範）に違背することである（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成5年3月1日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3850ページ等参照）。

したがって、職務上の法的義務であっても、専ら公益目的のものや、行政の内部的な義務等個別の国民に対して負担する義務でないものに違背しても、国賠法上は違法とならず、また、行政処分の違法性とも内容を異にするものであって、仮に行政処分として違法であるとしても直ちに職務上の義務違反となり、国賠法上違法となるものではない。

(2) ところで、情報公開制度において、開示請求に係る行政文書に情報公開法5条3号に掲げる情報が記録されている場合は、開示請求者に対して開示請求に係る行政文書を開示してはならない（詳解情報公開法・総務省行政管理局編40ページ）ところ、同号の「国の安全が害されるおそれ」、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」、「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」がある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政治的判断を伴い、我が国の安全保障上又は対外関係上の状況予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるものであるから、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」かどうかについては、行政機関の長の第一次的判断を尊重すべきであるとされているものである（前出 詳解情報公開法60ないし61ページ）。

よって、法5条3号該当性の判断については、行政機関の長の広範な裁量が尊重されるべきものであるから、裁量権の逸脱濫用が認められるような場合でなければ、不開示処分が違法となることはないというべきである。

そして、本件においては、以下のとおり、原処分において一部不開示とした決定は適法であり、およそ国賠法上違法などといえるものではない。

ア　原告らは、「(原処分において) 不開示とされていた部分は、韓国側で全面開示された会議録のとおり、いずれも、会議の出席者氏名、会議で使用する言語、議事録の作成方法、プレス・リリースの方法、設置する委員会に関するやりとり、次回会議の日程調整であって、実質的な中身の議論はなされておらず、本件文書の開示によって、交渉上不利益を被るおそれはない。」と主張し、これをもって、「本件文書が、情報公開法5条3号に該当しないことは、その記載から一見して明らかであった。」に一部不開示としたのは違法な処分であると主張する（変更申立書10ページ）。

しかしながら、上記のような文書であっても、交渉の重要要素について記録されたものである以上、その開示によって、北朝鮮側に将来の我が国の対応を予想させることにもつながるおそれがあり、ひいては我が国をして交渉上の不利益を被らしめる可能性がないとはいえないものであり、正にこのような観点から、原処分時においては、本件文書の当該部分を法5条3号に該当すると判断したのである。

よって、外務大臣が法5条3号に該当すると認めることにつき相当の理由があったといえるものであって、原処分が違法であったとする原告の主張は当たらない。

なお、本件対象文書と同一の文書を対象とする開示請求に対し、外務大臣が手続的なものに関する文書についても不開示としたことについて、「協議の具体的な内容に関する文書でなく、手続的なものに関する文書についても、協議の進め方等に関して北朝鮮側に我が方の方針を見させ、我が方にとて交渉上の不利益が生ずるおそれがあると認められるため」法5条3号に基づいて不開示とした旨を主張したのに対し、審査会は、「対外發

表に双方が合意している内容、個別・具体的な交渉内容ではなく事務的事項と考えられる「協議日程」の打合せに係る部分及び既に対外的に公表されていると考えられる内容である「新聞発表」に係る部分」に関して開示するよう答申した部分を除いて、外務大臣の主張を認めている（乙第4号証）ところ、このことからしても、「実質的な中身の議論」に係るものでないというだけで、開示によって交渉上不利益を被るおそれが全くないといえるものではないことは明らかであり、まして、そのように判断したことについて相当の理由がないなどといえないことも明らかである。

イ 原告らは、日本と韓国において同じ文書が保有されていると考えられるとして、それを根拠として、既に韓国において日韓会談の文書が全面公開されている以上、本件文書を不開示にする理由はないと主張する（変更申立書10ページ）。

しかしながら、そもそも、特定の日時に行われる特定の交渉に関する文書全てが韓国側と日本側において全く同一であることはあり得ない。例えば、ある交渉に関する対処方針のような内部検討文書は、その中身は必然的に双方で違ってくるし、会議録のような文書についても、双方が当該交渉のどの部分を重視していたか等、様々な要素によってその内容が異なり得るのである。

この点、原告らは、原告準備書面2においても、「韓国側にさえ明らかにしていない当時の日本側内部の検討状況が記載された文書があるかのように主張しているが、その真偽はきわめて疑わしい。」等と主張するところ（同書面5ページ）、実際、現在鋭意審査を進めている文書の中には、これら内部文書が多数存在しており、かかる主張は当たらない。

また、被告準備書面(1)第5の1エ(ウ)で述べたとおり（13ないし14ページ）、「河野—フルシチョフ会談」に関する不開示決定についての審査会答申においては、他国における記録文書の公開・非公開にかかわ

らず、「我が国は、我が国の国益や当該交渉上の立場等を総合的に検討し独自に判断した上で、その開示・不開示についての決定をする必要がある」との判断を示しているところである（乙第5号証）。

よって、韓国側で日韓会談の文書が開示されているというのみで、外務大臣の判断に相当の理由がないとはいえないものであり、原告の主張は当たらない。

なお、上記審査会は、原処分と同一箇所を不開示とした外務大臣の決定に対し、「本件対象文書の不開示部分には、（中略）日韓間での生々しい議論のやりとりが詳細に記述されていることから、仮に当該内容がつまびらかになれば、（中略）我が国の立場、見解及び対応の子細が明らかになることに繋がるので、今後の北朝鮮との国交正常化交渉に影響を及ぼし得るものである。」とし、同決定は妥当であるとの判断を行っている（乙第4号証）。

ウ 以上からすれば、原告らの主張するような理由によって、情報公開法5条3号に該当すると判断したことについて、相当の理由はなかったなどといえるものではないことは明らかである。

また、3月28日決定をもって原処分の内容を一部変更し、一部不開示とした部分も含めて開示する決定をしたのは、原処分を行った以降に残りの部分の審査を進める過程において、また、異議申立て後に再検討を行う過程において、その時点では、一部不開示とした部分について、「公にしたとしても、他国との交渉上の不利益を被るおそれがあるとまでは言え」ないとの新たな判断に至ったからであり、判断時期が異なるのであるから、後に全面開示としたというだけで、原処分が当然に違法となるものではない。

(3) 以上のとおり、原処分は適法である上、職務上の義務違反を認める理由も状況もない所以あるから、国賠法上違法とは認められないというべきである。

3 本件において、原告らに法律上保護された権利利益の侵害及び損害は認められないこと

(1) 国賠法においては、法律上保護された利益の侵害がなければ、国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求することはできない（最高裁判所昭和43年7月9日第三小法廷判決・裁判集民事91号639ページ等）ものであり、よって、国賠法1条1項の「違法」が認められるためには、公務員が法律上保護された権利利益を侵害したことが必要である。

この点、原告は、「開示請求時点において、情報公開法の手続に従って適時に情報を開示される権利」が侵害され、精神的苦痛を被った旨主張するが、上記2で述べたとおり、原処分時において、外務大臣が、「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがある」として、一部不開示とした部分について情報公開法5条3号に該当すると判断したことに何ら違法はなく、よって、原告が主張する権利を侵害したなどと認められないことは明らかである。

(2) また、原処分について、原告らが異議申立てを行ったのに対し、再検討を行い、結果、不開示とした部分についても開示決定を行って原告らに開示したものであるところ、このような状況において、原告らに国賠法上違法と認められるような権利利益の侵害があったとはおよそ認められず、社会通念上受容すべき限度を超えるものとは認められないから、国賠法によって賠償されるべき損害が生じたとは到底認められないものである。

(3) 以上より、本件においては、原告らに国賠法上保護された権利利益の侵害があったとは認められず、損害も認められないものである。

#### 4 小括

以上のとおり、原処分において一部不開示としたことに何ら違法性はなく、原処分は適法である上、原告らに国賠法上保護すべき権利侵害や損害等は認められないから、原告らの国家賠償請求は理由がなく、主張は失当である。

#### 第4 原告準備書面2への反論

1 原告らは、平成20年5月26日を開示決定等の期限と定めたことについて、違法と主張する（原告準備書面2・3ページ）が、これについては、被告準備書面(2)で主張したとおりであり、何ら違法ではない。

また、当該期限までに、実際に全ての開示決定等がなされるかどうか大いに疑問がある等とも主張するところ（原告準備書面2・3ないし4ページ）、実際になされるかどうか疑問という推測だけで違法と判断し得るものではないから、原告らの主張は失当である。

2 さらに、原告らは、韓国において全面開示された文書と日本側が保有する文書がほぼ同じ内容の文書であるとか、内部検討文書など存在しないとの推測をもって、未だ開示決定等をしないことに合理的な理由はないなどと主張する（原告準備書面2・4ないし6ページ）。

しかしながら、韓国で全面開示されている文書と日本側が保有する文書は全く同じものでなく、前記で述べたとおり、現在審査中の文書の中には、内部文書が多数存在しているのであるから、原告の主張は、推測の域を超えないものでしかない。

3 なお、原告らは、乙第4号証を根拠として、内部の検討状況そのものを記した文書は基本的に存在しないと主張するが（原告準備書面2・5ページ）、審査会は、「異議申立人は開示請求の対象を請求権問題に係る文書で、かつ交渉のやり取りを直接記録した文書及びその付属資料に限定していたものと認められる。」とした上、「外務省においては、昭和27年から昭和40年までの日韓間の請求権問題に係る交渉の議事録等がまとめて一連のファイルにとじられた情況で保管されており」、そこに「別紙1に掲げる文書が項目ごとに時系列に従って整然と編てつされてい」とするとともに、当該ファイル、すなわち、上記一連のファイルに、異議申立人が開示請求の対象とした「請求権問題に係

る文書で、かつ交渉のやり取りを直接記録した文書及びその付属資料」は他に存在しなかったから、他に開示請求対象文書が存在するとは推認されないとしているものである（乙第4号証5ページ）。

よって、答申が別紙1に掲げられている文書以外の文書の存在を否定しているものではないから、仮に原告らが主張するとおり、「別紙Iに掲げる文書」が、「ほぼ例外なく議事録や議事要旨であつ」たとしても、そのことをもって、「内部の検討状況そのものを記した文書は基本的に存在しない」ことの証拠となるものではない。

## 第5 求釈明への回答（原告準備書面2・6ページ）

1 情報公開法は、開示決定等の期限に達するまでの中間的な段階で、未決定文書の表題や内容について請求者に対し明らかにすることを行政機関に求めるものではないから、釈明の必要を認めない。

2 2ないし4について

いずれの釈明事項についても、本件請求との関連性が不明であり、釈明の必要を認めない。

3 5について

原告らのいう「処理スケジュール」なるものが具体的にどのようなものか不明であるが、最終的な開示決定等をする期限について、請求のあった日から約2年後とすることを決定した理由については、被告準備書面(2)で主張したとおりであり、かかる理由をもって同期限までの間に開示するとしているものである。仮に、原告らのいう「処理スケジュール」なるものが、開示決定等を行っていない文書について、どの程度のものをいつごろまでに開示する、といったスケジュールを作成して明らかにせよというものであるならば、新たな「開示決定等をする期限」を決定する処分をすることを求めるに等しいものである。

よって、当該釈明事項についても釈明の必要を認めない。

## 第6 結語

以上のとおり、外務大臣による本件不開示決定は適法なものであり、また、被告国が原告らに対する賠償責任を有しているとの原告らの主張には理由がないから、原告らの請求は、いずれも速やかに棄却されるべきである。